

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所と石巻市 との連携と協力に関する協定書

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所（以下「甲」という。）及び宮城県石巻市（以下「乙」という。）は、東日本大震災を契機に、相互の連携・協力に関し、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、包括的な連携のもとに相互に協力し、それぞれが有する資源の積極的な活用を図りながら、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した研究の深化、さらには未来を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）乙の施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること。
- （2）甲の研究の深化に関わる人的資源、知的資源の活用に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するため、甲と乙が協議して必要と認める事項。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく取組の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果があがるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 個人情報の保護に関し、甲と乙はそれぞれの業務に応じ「国立大学法人東北大学個人情報保護規程（平成17年規第11号）」及び「石巻市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第15号）」を遵守する。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙からの特段の申出がない場合には、その有効期間をさらに5年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月29日

甲 宮城県仙台市 青葉区荒巻字青葉468番1号
国立大学法人東北大学災害科学国際研究所長

（署名）

金村文彦



乙 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長

（署名）

龜山 滋

